

電波有効利用成長戦略懇談会 報告書(抜粋)

○第2章 電波利用の将来像と実現方策 5. ワイヤレスがインフラとなる社会の実現に向けた取組

(2) ワイヤレス成長戦略政策パッケージ (イ) 市場を創る(標準化・海外展開等) ④ 技術革新を踏まえた迅速な制度整備

・イノベーションを促進し安心・安全な電波利用を実現するためのルール整備(技適等)

IoTにより様々なモノがつながる世界が実現しつつあり、今後は、莫大な数のデバイスが日常生活の中に存在する世界になる。また、高い周波数帯の開拓に伴い、無線通信デバイスがより小さくなっていく。これらにより現行の法制度では適切な管理監督ができない状況が出現した場合に、安心・安全を確保しつつ、イノベーションを阻害しないよう技術基準適合性表示等の適切な在り方等について、見直しを行っていくことが重要である。

○第3章 2020年代に向けた電波有効利用方策の検討 4. 技術の進展を踏まえた電波有効利用方策

(6) IoT時代の技術基準適合性確保に向けた取組の強化

(ア) 背景 この技術基準適合証明制度は携帯電話端末を始め多くの無線設備において利用されており、今後到来するIoT時代においては、当該制度がますます利用されることが見込まれている。(略)IoTデバイスについては技適マークを付すことが困難な場合もある。

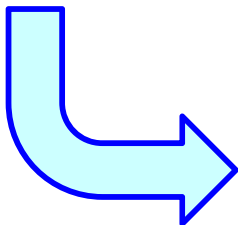
(イ) 主な意見

・IoTデバイスの小型化・高集積化によりモジュール等への3mm×3mmの表記が困難となっていることから、無線設備への技適マークの表示要件(直径3mm以上)を緩和すべき。

・ヒト、モノ、社会インフラにセンサーが埋め込まれる社会においては、そもそも当該センサーの埋め込み主体及び埋め込み時期等の管理が必要になってくるので、この管理の際に、センサーの内容と併せて技術基準適合証明も表示されるような仕組みを検討していくのが現実的ではないか。

・技適マークが表示されていない無線機器を使用した場合、その責は利用者が負うこととなる。今後、IoT機器等の利用のしやすさを確保するためには、技適マークのつけやすさに加え、認識のしやすさについても検討することが必要。

(ウ) 考え方 具体的には、技適マークは、無線設備本体への表示が原則となっているが、今後各種センサー等と一体となった超小型モジュール等に、適切な表示を行いやすいようにするため、技適マークについて、視認可能な範囲であれば3mm未満の表示も認めることが適当である。



端末機器の技術基準適合認定等に関する規則及び特定無線設備の技術基準適合証明等に関する規則の見直し

- ① ディスプレイを持たない端末機器の技術基準適合認定マークを外部ディスプレイを用いて電磁的方法に表示する方法について
- ② 技術基準適合認定等の表示の大きさ要件の緩和について

① 外部ディスプレイを用いて技適マークを表示する方法について(第10、22、29、38、43条関係)

(現行規定)

1. 次の方法のいずれかにより、技術基準適合認定を表示。【本体への表示義務】

- ① 本体に表示。例外規定として、本体への表示が困難等の場合は、取扱説明書、包装、容器へ記載可能。
- ② 本体に電磁的に記録し、本体のディスプレイに表示。

2. 次の方法のいずれかにより、モジュール組込み製品に表示可能。【モジュール組込み製品への表示が可能】

- ① モジュール組込み製品の見やすい箇所に表示。製品への表示が難しいものは、取扱説明書、包装、容器へ記載。
- ② モジュール組込み製品に電磁的に記録し、モジュール組込み製品のディスプレイに表示。

3. 上記1②及び2②により表示を付する場合は、ディスプレイに表示できること、及び表示するための操作方法を明記。

(改正案の考え方)

電磁的記録の表示方法について、電磁的記録を有することで表示が付されていると考え、それを外部のディスプレイを利用して確認することを可能とする。

② 技術基準適合証明の表示の大きさの要件の緩和について(様式第7号関係)

(現行規定)

表示の大きさは、直径3ミリメートル以上であること。

(改正案の考え方)

表示の大きさについて、識別可能であることのみを条件とする。

① 外部ディスプレイを用いて技適マークを表示する方法について(第8、20、27、36、41条関係)

(現行規定)

1. 次の方法のいずれかにより、技術基準適合証明を表示。【本体への表示義務】

- ① 本体に表示。例外規定として、体内植込機器等、本体への表示が困難等の場合は、取扱説明書、包装、容器へ記載可能。
- ② 本体に電磁的に記録し、本体のディスプレイに表示。

2. 次の方法のいずれかにより、モジュール組込み製品に表示可能。【モジュール組込み製品への表示が可能】

- ① モジュール組込み製品の見やすい箇所に表示。体内植込機器等、製品への表示が難しいものは、取扱説明書、包装、容器へ記載。
- ② モジュール組込み製品に電磁的に記録し、モジュール組込み製品のディスプレイに表示。

3. 上記1②及び2②により表示を付する場合は、ディスプレイに表示できること、及び表示するための操作方法を明記。

(改正案の考え方)

電磁的記録の表示方法について、電磁的記録を有することで表示が付されていると考え、それを外部のディスプレイを利用して確認することを可能とする。ただし、電波を発射するのは外部ディスプレイと有線で接続する場合に限るとの条件を付与する。

② 技術基準適合証明の表示の大きさの要件の緩和について(様式第7号関係)

(現行規定)

表示の大きさは、直径3ミリメートル以上であること。

(改正案の考え方)

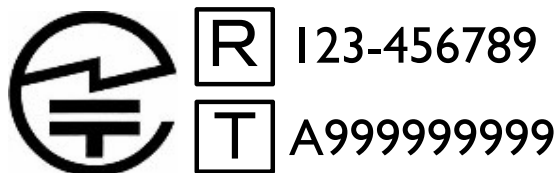
表示の大きさについて、識別可能であることのみを条件とする。

- 日本においては、電気通信事業法及び電波法において、特定無線設備に2010年、デジタル化、デバイス小型化等の流れの中で、技適マークのディスプレイへのデジタル表示を可能にする省令改正を実施。
- 米国では、上記表示方法を更に拡大し、ディスプレイがない場合の外部接続ディスプレイへの表示を許可。
- 欧州、米国ともに、表示の大きさについても、我が国よりも小さい表示が可能。

➡ IoT時代の進展、印字技術の高度化等を踏まえ、①表示方法 ②表示の大きさ に係る省令改正を検討。

日本：技適マーク

直径3mm→ 




- 表示の大きさ: **直径3mm以上**
- 本体表示が困難な場合等の表示: 取扱説明書及び包装又は容器に表示
- 電磁的表示(2010年4月~): **電磁的表示を付した旨及び表示方法を取扱説明書等に記載**

米国：FCCマーク

FCC ID:XZZYYNNNNN



- 表示の大きさ: **フォントサイズ4-8ポイント(高さ1.4 - 2.8ミリ)** フォントサイズ4ポイント→ 
- 表示方法: 認証機関による認証の場合はFCC IDのみ、供給者適合宣言の場合はロゴ(任意) + 機器の型式など
- 本体表示が困難な場合等の表示: 取扱説明書及びパッケージ又は本体添付の取り外し可能なラベルに表示
- 電磁的表示(2014年~): **設定画面から3回以内の操作で表示できること、表示方法を取扱説明書等に記載、ディスプレイがない場合は外部接続ディスプレイへの表示も可**

欧州：CEマーク



- 表示の大きさ: 製品種別に対する個別の規定が無い限り、**高さ5mm以上**
視認可能な範囲であれば高さ5mm未満も可能
- 表示方法: **ロゴ + 機器の型式などを本体又は取扱説明書等に表示**
- 本体表示が困難な場合等の表示: 取扱説明書等に表示
- 電磁的表示: **未実施**
- 包装表示: 本体表示の有無を問わずCEマークの包装への表示が必須

高さ5mm→ 